

在住外国人生活支援事業の実施内容

在住外国人生活支援事業とは

加東市では多くの外国人住民が生活しており、今後も増加することが予想されます。

外国人住民の日常生活を支援することで、市民のみなさまにとって暮らしやすいまちづくりを推進するため、外国人住民とのコミュニケーションを図るための次の3つのメニューを実施します。

①音声自動翻訳機の貸出

地区（自治会）に音声自動翻訳機を貸し出します。

〈申込〉

- ・随時、申込みを受け付けています。
- ※台数に限りがありますので、事前にお電話等で空き状況をご確認ください。

75言語に対応できる
音声自動翻訳機



②文書翻訳

地区（自治会）の行事やイベント等のお知らせ文書を多言語に翻訳します。

例) ゴミ出しのルール 等

〈申込〉

- ・必要な時期の2週間前までに、申込書と対象文書を提出してください。
- ※翻訳可能な言語が限られているため、申込みをしていただいても翻訳できない場合があります。
- ※予算額に達した時点で受付を終了します。

③通訳派遣

地区（自治会）の行事やイベント等に通訳者を派遣します。

例) 交通安全教室 等

〈申込〉

- ・派遣日の3週間前までに、申込書を提出してください。
- ・申込内容により、専門用語や表現の予習など、事前準備が必要になる場合がありますので、その際にご連絡させていただきます。
- ※通訳可能な言語が限られているため、申込みをしていただいても派遣できない場合があります。
- ※原則1名の派遣とさせていただきます。
- ※派遣は、加東市内の公共施設（医療機関を除く）か公民館に限らせていただきます。
- ※予算額に達した時点で受付を終了します。

活用にあたっての留意事項

対象について

加東市内の地区（自治会）の活動等に上記メニューを活用していただけます。



費用について

上記メニューは全て無料です。



その他

- 今後の参考のために、メニュー活用後の感想を電話等でお伺いすることがありますので、その際にご協力をお願いします。
- 申込書等は、人権協働課の窓口にあるほか、加東市ホームページからダウンロードできます。
- 上記メニューの詳細は、人権協働課へお問い合わせください。
- 申込期限はあくまで目安になります。申込内容や翻訳者・通訳者の都合で期限を過ぎてからでも申込可能な場合がありますので、人権協働課へお問い合わせください。

【申込み・問合せ先】 〒673-1493 加東市社50番地 加東市 市民協働部 人権協働課（庁舎1階）

TEL 0795-43-0544 FAX 0795-42-1735 E-MAIL kokusaikoryu@city.kato.lg.jp